

指定難病の医療費助成制度 「軽症者特例」のご案内

指定難病の医療費助成制度では、指定難病に罹患していると認められた方で、**病状の程度が疾患ごとに定められた重症度を満たさない方**でも、支給認定申請日の属する月以前の12月以内に、指定難病による医療費の総額が33,330円を超える月が3月以上ある方は「軽症者特例」として医療費助成を受けることができます。

ただし、指定難病発症の診断から申請まで12月以内の場合は、その診断の月から申請日の属する月となります。

申請手続きについて

◎特定医療費の支給認定申請に必要な書類一式に、次の書類を添付してください。

なお支給認定申請書には、自己負担上限額の特例のうち、「軽症者特例」にをしてください。

- ①「軽症者特例」として新規申請する場合
領収書等月ごとの医療費総額が確認できる書類の写し
- ②更新申請の場合
自己負担上限額管理票の写し



申請に必要な医療費の計算方法

◎医療費総額が33,330円を超える月数の算定期間は、次のうちいずれか短い方の期間となります。

- ①支給認定申請日の属する月から12月前までの期間
- ②指定難病と診断された月から支給認定申請日の属する月までの期間

- ◎医療費総額とは、患者さんの自己負担額ではなく、保険分を含めた総額（10割分）です
- ◎医療費総額には、指定難病に係る医療機関での診療のほか、調剤や訪問看護利用分も含まれます

【医療費を計算する期間の例】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	認否	
1年以上前に診断	○							○				(3回目)軽症者特例の申請 ○	○	
指定難病の治療	→													
診断月				○				○				○	軽症者特例の申請 ○	×
指定難病の治療	→													
【最短での申請】										○	○	○	○	
診断月										○		○		
指定難病の治療	→													

◎医療費総額が33,330円を超えた月

申請の窓口について

◎申請手続きは、お住まいの地域を所管する保健所で行ってください。

松江保健所	医事・難病支援課 松江市東津田町1741-3 TEL 0852-23-1315	雲南保健所	医事・難病支援課 雲南市木次町里方531-1 TEL 0854-42-9641	出雲保健所	医事・難病支援課 出雲市塩治町223-1 TEL 0853-21-1191	県央保健所	医事・難病支援課 大田市長久町長久ハ7-1 TEL 0854-84-9826
浜田保健所	医事・難病支援課 浜田市片庭町254 TEL 0855-29-5555	益田保健所	医事・難病支援課 益田市昭和町13-1 TEL 0856-31-9548	隠岐保健所	総務医事課 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24 TEL 08512-2-9712	隠岐保健所	島前保健環境課 隠岐郡西ノ島町別府字飯田56-17 TEL 08514-7-8121